

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月31日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県	
3. 市区町村名	三次市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1	
6. 独自利用事務の対象者	市内へ居住又は定住しようとする者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成27年9月30日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	11	
10. 保護評価書の名称	公営住宅等に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E4%B8%89%E6%AC%A1%E5%B8%82&ev_name=%E5%85%AC%E5%96%B6%E4%BD%8F%E5%AE%85&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=25&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 三次市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第二百二十六条で定めるもの	三次市定住促進住宅管理条例(平成21年三次市条例第30号)による定住促進住宅又は共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表の項	93	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	124	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第11の項 三次市定住促進住宅管理条例(平成21年三次市条例第30号)による定住促進住宅又は共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第73号)第1条	三次市定住促進住宅管理条例(平成21年三次市条例第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、(中堅所得者等)の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と(福祉の増進)に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、(市内へ居住又は定住しようとする者)に対し、生活の基盤となる住宅を供給することで定住促進を図り、もって(地域活性化の担い手を確保すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三次市定住促進住宅管理条例三次市定住促進住宅管理条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 126 条 項 1 号	三次市定住促進住宅管理条例第6条
②事務の内容	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第二十八条の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	三次市定住促進住宅管理条例第5条の規定による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 126 条 項 1 号 へ	三次市定住促進住宅管理条例施行規則第2条, 第3条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 126 条 項 1 号 ト	三次市定住促進住宅管理条例施行規則第2条, 第3条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--